（写）

玖珠町監査委員告示第１号

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定期（財務）監査並びに同条第２項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和７年３月３日

玖珠町代表監査委員　河　野　　好　美

令 和 ６ 年 度

定期（財務）監査及び行政監査報告書

玖 珠 町 監 査 委 員

（写）

監第　３０３０１　号

令和７年３月３日

玖珠町長　宿　利　　政　和　　様

玖珠町監査委員　河　野　　好　美

玖珠町監査委員　小　幡　　幸　範

令和６年度
定期（財務）監査及び行政監査報告について

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定期（財務）監査並びに同条第２項の規定に基づく行政監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第１４項の規定により通知願います。

（写）

監第　３０３０１　号

令 和 ７ 年 ３ 月 ３ 日

玖珠町議会

議長　大　野　　元　秀　様

玖珠町監査委員　河　野　　好　美

玖珠町監査委員　小　幡　　幸　範

令和６年度
定期（財務）監査及び行政監査報告について

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定期（財務）監査並びに同条第２項の規定に基づく行政監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第１４項の規定により通知願います。

令和６年度　定期（財務）監査及び行政監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項及び同条第４項に基づく定期（財務）監査を実施した。また、同条第２項に基づく行政監査も併せて実施した。

第２　監査の対象

令和６年４月１日から令和７年２月２８日までにおける財務に関する事務及びその他所管する事業の進捗状況

第３　審査の期間

令和６年９月２７日～令和７年２月２８日

第４　監査の方法

監査に当たっては、玖珠町監査基準に従い、各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第５　監査の結果

監査の結果、全般的に法令等に適合し、適正に執行されていると認められたが、一部において留意を要する事項が見受けられたので、早期に改善措置や検討を講じられたい。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

１　歳入予算の執行状況について

（１）　歳入の状況について

歳入については、13 款 分担金及び負担金、14 款 使用料及び手数料、17 款 財産収入、18 款 寄付金、21 款 諸収入等の収納状況を中心に、未収債権への取り組み状況や、歳入予算額に対しての見込み、調定の状況等について調査を実施した。

それぞれの１２月末日現在の状況については、次のとおりである。

・**13 款 分担金及び負担金**は、予算現額 55,446,000 円に対し、調定額 43,079,668 円、収入額 17,435,489 円、収入率 40.47%となっている。

分担金及び負担金の主な内容は、各種事業実施に伴う分担金や、地元負担金、養護老人ホーム扶養義務者負担金等である。

収入未済額の主な要因は、過年度広域農業開発事業償還金等である。

・**14 款 使用料及び手数料**は、予算現額 107,442,000 円、調定額 88,540,730 円、収入額 65,283,852 円、収入率 73.73%となっている。

使用料及び手数料の主な内容は、行政財産の使用料、公共物使用占用料、町営住宅使用料等である。

収入未済額の主な要因は、過年度住宅費使用料等である。

・**17 款 財産収入**は、予算現額 40,096,000 円、調定額 12,334,662 円、収入額 9,504,179 円、収入率 77.05%となっている。

財産収入の主な内容は、町が保有する土地建物等の貸付収入、基金等に係る利子及び配当金、不動産売払収入、グッズ・書籍等の物品売払収入等である。

基金等に係る利子及び配当金については、例年年度末の収入となるため、過基準日時点では収入未済となっている。

・**18 款 寄附金**は、予算現額 373,148,000 円、調定額 153,208,220 円、収入額 185,786,020 円、収入率 121.26%となっている。

寄附金の主な内容は、一般寄附金、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税であるまち・ひと・仕事創成寄附金等である。

一般寄附金以外の指定寄附金については、学びの多様化学校にかかる教育寄附金、久留島武彦記念館に係る教育寄付金が収入されている。

・**21 款 諸収入**は、予算現額 250,344,000 円、調定額 201,942,035 円、収入額 90,610,876 円、収入率 44.86%となっている。

諸収入の主な内容は、新型コロナワクチン助成金、デジタル基盤改革支援補助金、後期高齢者医療保険前年度療養給付費等負担金返還金、学校給食費納付金等である。

諸収入については、国、他の地方公共団体等からの委託や受託に伴い収入される、受託事業収入が大半を占めているため、過基準日時点で収入未済となっている。

（２）　収納事務について

・歳入予算

収入事務については、地方自治法第２３１条において、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと規定されており、地方公共団体の収入事務の流れとして、① 調定（所属年度、歳入科目、納入金額等を調査・決定）、② 納入の通知（所属年度、歳入科目、金額、納期限、納入場所、請求事由等を記載）、③ 収入（会計管理者に対して調定の通知、会計管理者は、これに基づき収納）を行うことが原則となっているが、例外として、地方自治法施行令１５４条第２項において、収納の後に調定行為が行われる事後調定が規定されている。事後調定は、法律上又は性質上、事前に調定がなされない場合に限って認められるべきものである。

（歳入の調定及び納入の通知）

第 154 条 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2　普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

3　前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれをすることができる。

定期監査において、歳入の状況について調査した結果、

14 款 使用料及び手数料では、みらい創生課（塚脇街区公園使用料）、税務課（督促手数料、証明手数料）、農林課（山下グラウンド使用料）、社会教育課（総合運動公園施設使用料）

17 款 財産収入では、会計課（過年度井の尻駐車場用地、過年度旧慣使用林野、自動販売機）、社会教育課（複合施設自動販売機設置料）

21 款 諸収入では、みらい創生課（移住応援給付事業補助金返納）、商工観光政策課（自動販売機電気料）、農林課（玖珠町農産物 PR 事業収入）、会計課（自動販売機電気料）、社会教育課（複合施設自動販売機電気料）、税務課（町税延滞金、ナンバー紛失料、コピー使用料）において、不正確な予算計上、不適切な事後調定や調定の遅延等が見られた。

これらの事務の中には、年度末に一括処理を行うなど、合理的な理由の無い、不適切な処理が長年、慣行として行われているものも見受けられた。

収入事務の誤りは、相手方に対して、経済的な損失を与えるのみならず、場合によっては、行政への不信も招くことにもなりかねないことから、複数の確認により、正確な処理を行うことが求められる。

また、調定等の事務が正確に行われなければ、未納となった場合の督促状の有効性にも疑義が生じかねない。

本町が抱える、次に掲げる債権管理についても、債権の発生時から、適切な事務が行われていれば、現在の状況が変わっていた可能性もあるため、リスク回避の観点からも事務の見直しを徹底されたい。

（3） 債権管理の状況について

・過年度広域農業開発事業

事業概要	現在の状況	滞納額
昭和50年代から平成4年度まで事業主体が農用地整備公団（現森林整備センター）で、草地開発や農機具、牛の導入を行い、県下5区域で事業を実施した。 事業費の負担金は国75%、県20%、町5%でその5%を事業区分に応じ、町負担と農家負担に分かれている。 農家負担については、3年据え置きの17年間で均等償還する計画としていたが、農家負担の償還が行われず滞納となっている。	令和4年度に一部償還が行われた。 340,000円	10,242,003円

・過年度町営住宅及び駐車場使用料

事業概要	現在の状況	滞納額
公営住宅法に基づき設置された、町営住宅及び共同施設に係る使用料	年3回の催告書送付により、徴収を促している。	207件 1,533,620円

・大規模肥育経営安定事業貸付金

事業概要	現在の状況	滞納額
(有)ウエストファームに、畜産振興基金から運営費として貸付を行った。	返済の見通しは、立っていない。	1 件 40,000,000 円

・過年度学校給食納付金

事業概要	現在の状況	滞納額
地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の給食業務を一括処理するため設置された、玖珠町立学校給食センターに係る学校給食費	納付依頼を継続しており、R6 調定額 495,250 円（保護者 4 名）のうち収納額 9,200 円（R6.11 月末時点）となっている。 3 名（保護者）については、徴収の見込みが立っていない。	349,600 円

・高額療養費貸付基金

事業概要	現在の状況	滞納額
昭和 52 年より、国民健康保険の高額療養費の支払いが困難な者に対し、資金を貸し付けることによりその経済的自立を助長し、生活の安定を図ることを目的として基金を造成し、貸付を行っていた。 昭和 62 年には、10,000 千円を超える額の貸付を行うなど国保運営事業上に必要不可欠な制度であったが、平成 16 年の高額療養費委任払いの開始や平成 19 年の限度額認定証制度の開始、資格証明書等交付要綱の見直しにより貸付制度は、平成 20 年から利用されていない。	平成 20 年 6 月以降、償還が無い	16 件 3,496,496 円

・住宅新築資金等貸付事業基金

事業概要	現在の状況	滞納額
歴史的社会的理由によって、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境改善対策の一環として、住宅の改修や住宅新築促進のため、国の施策（法律）に基づき、町が公共事業として、昭和 48 年度より昭和 53 年度の間、低金利で貸付けを行った。金利差額については、国庫補助金等により補填されている。	令和 5 年度償還額 97,728 円	116 件 287,584,472 円 （内利子分） 42,833,735 円

・大学入学支度金貸付基金

事業概要	現在の状況	滞納額
玖珠町大学入学支度資金貸付基金の貸付事業。4 年生大学に入学した者に対し、700,000 円の貸付、償還期間 14 年（4 年据置）・年 2 回元利均等償還となっている。	平成 10 年 6 月以降、償還が無い	5 件 1,890,750 円

・特別導入事業貸付基金

事業概要	現在の状況	滞納額
町が、家畜市場で雌牛を購入し、購入した牛を 5 年間又は 3 年間無償で貸付し、貸付期間が終了と同時に、牛購入時の代金を町に支払い、牛を貸付した人に移転する制度で、その代金が未納となっている。	令和 4 年度償還額 2 件 105,000 円	17 件 4,152,525 円

地方自治法第２４０条に規定する金銭債権については、財政の悪化や行財政改革の推進に伴い、収入の安定的確保のため、債権管理の適正化の重要性が認識され、全国で債権の管理や放棄等を定める条例が制定されるようになり、現在では、４割を超える自治体で制定されている。

債権については、町税をはじめとし、多くのものがあるが、これらは発生原因や徴収方法から、大きく強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権の３種類に区分される。

町税等の強制徴収公債権は、地方税法の滞納処分の例により、強制徴収が可能で、滞納が発生した場合には、法の規定により、滞納者の預金、給与等を差し押え、強制的に回収することが可能となっている。しかしながら、非強制徴収公債権及び私債権については、債権回収に民事事件の裁判手続を必要とし、担当者に訴訟等の専門的な知識、さらに予算と時間も必要とするため、多くの自治体で債権回収事務が進まない要因となっている。

本定期監査の対象とした債権の管理状況を見ると、令和６年度中に一部償還された債権もあるものの、多くの債権が、債権者本人の死亡や所在不明等により、回収の見通しが立っていない状況である。また、大半の部署において催告を行っているが、中には、書類等の紛失等により、催告が行われていない債権も見受けられた。

債権は、町の財産であることから，債権を回収することが第一義に求められることであるが、少額な債権回収のために，多額のコストをかけることは非合理である。同様に、将来的にも回収困難な債権を長期間管理し続けることも管理コストの面から合理的ではない。

他の自治体が、これらの課題を解決する手段として、債権管理条例の制定や地方自治法第１８０条第１項の専決処分の整備など、債権管理を効率的に実施できる環境整備に取り組んでいることから、本町においても積極的に取り組むことを望むものである。

２　主要事業の進捗状況について

本定期監査において実施した主要な事業の進捗状況調査は、例年、概ね予算額１００万円以上の事業を対象としており、令和６年度は、１４課、１４６事業が対象となった。このうち、新規事業は１６事業（令和５年度＝24 事業）であった。

対象となった事業担当課に対しては、１０月１日時点での進捗状況報告を求め、提出された報告書及び関連資料を精査し、うち５４件については、質疑及び８件の追加質疑等を行った。その結果、補助事業の決定待ちといった事情があるものを除き、順調に事業が進行または、完了していることが確認された。

１２月末日現在の、款別予算執行状況については、次のとおりである。

・**1 款 議会費**は、予算現額 108,779,000 円、支出負担行為額 80,712,338 円、支出済額 79,695,320 円、執行率は 73.26％である。

・**2 款 総務費**は、予算現額 2,339,200,000 円、支出負担行為額 1,467,195,149 円、支出済額 1,058,029,113 円、執行率は 45.23％である。

総務費における主要な事業は、自治体情報システム標準化事業、ふるさと応援基金費、宇宙ビジネス事業、八幡自治会館改修事業等である。

・3款 **民生費**は、予算現額3,241,652,000円、支出負担行為額1,934,634,930円、支出済額1,769,495,693円、執行率は54.58%である。

民生費における主要な事業は、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業、物価高騰対応重点支援給付金事業、子ども・子育て支援事業計画策定事業等である。

・4款 **衛生費**は、予算現額899,864,000円、支出負担行為額589,413,279円、支出済額516,077,003円、執行率は57.35%である。

衛生費における主要な事業は、特防（子ども医療費助成）事業、特防(日出生本村給水施設)事業、特防(塵芥車購入)事業等である。

・5款 **労働費**は、予算現額6,593,000円、支出負担行為額3,089,762円、支出済額2,759,762円、執行率は41.85%である。

労働費における主要な事業は、玖珠町UIJターン就職促進事業等である。

・6款 **農林業水産業費**は、予算現額838,159,000円、支出負担行為額485,226,802円、支出済額318,880,898円、執行率は38.04%である。

農林業水産業費における主要な事業は、肉用牛担い手確保総合対策事業、農業体質強化基盤整備促進事業、農村地域防災減災事業等である。

・7款 **商工費**は、予算現額333,240,000円、支出負担行為額228,860,756円、支出済額196,088,559円、執行率は58.84%である。

商工費における主要な事業は、企業誘致促進費、デジタル地域通貨システム構築事業等である。

・8款 **土木費**は、予算現額688,716,000円、支出負担行為額465,085,890円、支出済額184,180,083円、執行率は26.74%である。

土木費における主要な事業は、十五駄線改良舗装事業、長刎支線舗装補修、社会資本整備総合交付金事業(唐杉線法面保護）等である。

・9款 **消防費**は、予算現額406,904,000円、支出負担行為額315,150,911円、支出済額238,430,052円、執行率は58.59%である。

消防費における主要な事業は、非常備消防費等である。

・10 款 **教育費**は、予算現額 1,225,823,000 円、支出負担行為額 835,536,423 円、支出済額 691,861,082 円、執行率は 56.44％である。

教育費における主要な事業は、学びの多様化学校、小学校施設 LED 化事業、久留島武彦生誕 150 年記念事業、特防（学校給食センター備品購入）事業等である。

・11 款 **災害復旧費**は、予算現額 430,303,000 円、支出負担行為額 201,705,196 円、支出済額 125,137,514 円、執行率は 29.08％である。

災害復旧費における主要な事業は、過年補助耕地災害復旧事業、過年度単独耕地災害復旧事業、過年発生道路橋梁補助災害復旧事業等である。

・12 款 **公債費**は、予算現額 805,967,000 円、支出負担行為額 400,150,635 円、支出済額 400,150,635 円、執行率は 49.64％である。

・13 款 **諸支出金**は、予算現額 43,814,000 円、支出負担行為額 40,000,000 円、支出済額 40,000,000 円、執行率は 91.29％である。

・14 款 **予備費**は、予算現額 9,585,000 円、支出負担行為額 0 円、支出済額 0 円、執行率は 0.00％である。

３　その他

地域産業の振興、人口減少対策、童話の里づくり、災害からの復旧・復興等を基本方針とし、総額１０３億３，２００万円で編成された令和６年度の当初予算に対する歳入の状況、事業の進捗状況について監査を行ってきたが、歳入歳出全般の執行状況について質疑、実査、視察、閲覧、照合等により精査を行い、それぞれの事務事業が概ね適正に執行されていることを確認するとともに、改善を検討すべき事項等について意見を述べてきた。

歳入では、コロナ禍や物価高騰など経済情勢の先行きは依然として不透明であり、今後も大型継続事業の進展により、多額の財政支出、財政調整基金の取崩しなど厳しい財政運営が続くことが予測される。自主財源の確保に引き続き努め、限りある行政資源を効果的に活用されたい。

歳出では、高齢化に伴う社会保障費の増加や「地域通貨」「地域ブランド」などの大型継続事業の実施に加え、福祉・教育施策の充実、防災力の強化や社会インフラ整備など住民生活に直結する事業に係る経費は増加傾向にある。

目指すべき未来の玖珠町の姿を実現するためには、行財政改革実施プランに掲げる施策を着実に推進し、歳入の確保と、痛みを伴う歳出の削減を実現する必要がある。

持続可能な未来を見据えつつ、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代が安心して住み続けられる玖珠町の実現に向け、着実に取り組まれたい。

令和６年度

行政監査報告書

玖珠町監査委員

令和６年度　行政監査報告書

第１　監査の概要

地方自治法第１９９条第２項に基づく行政監査

第２　監査の対象

１　平成２８年度から令和５年度までのふるさと納税寄附金

２　移住定住促進事業について

第３　監査の期間

令和６年９月２７日～令和７年２月２８日

第４　監査の方法

監査に当たっては、玖珠町監査基準に従い、各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第５　監査の結果

１　ふるさと納税寄附金の状況

（１）　ふるさと納税寄附金(受入)の状況

平成２８年度以降の寄附金の状況を見ると、令和元年度は、全国的な返礼品競争の過熱化に伴う税制改正などの影響によって、寄附件数、寄附金額ともに減少傾向で推移していたが、令和３年度以降は、返礼品の見直し等により増加傾向となっている。

平成２８年度からの寄附金額の推移は、以下の通りである。

年　度	寄付金件数	寄付金額合計	増減率
平成 28 年度	2,683 件	31,090,291 円	―
平成 29 年度	2,215 件	29,855,001 円	-4.0%
平成 30 年度	4,110 件	251,381,000 円	742.0%
令和元年度	3,151 件	37,435,000 円	-85.1%
令和２年度	4,255 件	54,090,120 円	44.5%
令和３年度	4,720 件	127,269,196 円	135.3%
令和４年度	3,634 件	210,943,000 円	65.7%
令和５年度	4,625 件	245,930,000 円	16.6%

（２） 委託料や返礼品に要する経費等の状況

一時期、寄附金獲得のために返戻割合を高めるなど、自治体間で、過度な返礼品競争を招いたことから、平成３１年度の税制改正により、「返礼品割合を３割以下にする」、「返礼品を地場産品にする」等の改正が行われ、さらに令和５年度にも、「募集に関する経費は寄付金額の総額５割以下とする」等の改正が行なわれた。

玖珠町においても、国の基準等に沿った適正な取り扱いは必須であるが、今後も物価の高騰等による経費の増加が見込まれることから、一層の経費見直しが必要となっている。

平成２８年度からの経費の推移は、以下の通りである。

年　度	寄付金額合計 （ A ）	協賛企業等委託 (返礼品代金) （ B ）	募集に関する経費 合計 （ C ）	返礼品 割合 B/A	経費 割合 C/A
平成 28 年度	31,090,291 円	13,775,468 円	15,546,778 円	44.3%	50.0%
平成 29 年度	29,855,001 円	12,782,500 円	15,587,478 円	42.8%	52.2%
平成 30 年度	251,381,000 円	75,150,800 円	132,324,352 円	29.9%	52.6%
令和元年度	37,435,000 円	11,109,000 円	18,272,267 円	29.7%	48.8%
令和２年度	54,090,120 円	11,501,700 円	21,023,900 円	21.3%	38.9%
令和３年度	127,269,196 円	36,314,400 円	57,442,246 円	28.5%	45.1%
令和４年度	210,943,000 円	62,518,910 円	90,373,108 円	29.6%	42.8%
令和５年度	245,930,000 円	72,457,724 円	110,741,659 円	29.5%	45.0%

＊網掛け部分は、法改正後の数値である。

（３） 童話の里くす・ふるさと応援基金残高の推移

童話の里くす・ふるさと応援基金残高の推移は、以下のとおりである。

年　度	前年度末現在高	決算年度中増減	決算年度末現在高
平成 28 年度	21,302,993 円	17,572,117 円	38,875,110 円
平成 29 年度	38,875,110 円	14,863,165 円	53,738,275 円
平成 30 年度	53,738,275 円	226,390,706 円	280,128,981 円
令 和 元 年 度	280,128,981 円	△ 32,128,669 円	248,000,312 円
令 和 2 年 度	248,000,312 円	△ 5,484,639 円	242,515,673 円
令 和 3 年 度	242,515,673 円	77,805,816 円	320,321,489 円
令 和 4 年 度	320,321,489 円	100,524,000 円	420,845,489 円
令 和 5 年 度	420,845,489 円	123,079,508 円	543,924,997 円

（4） ふるさと納税寄付金による事業実績について

童話の里くす・ふるさと応援寄付金を充当した事業実績は、以下のとおりである。

年 度	ふるさと納税 寄付金額	充当額	事業内容
平成 28 年度	31,090,291	13,523,000	②原風景の維持 食廃油処理事業・ごみ減量化・再生利用推進費 ③小規模集落 農道および林道整備のための資材支給 ④その他 森地区まちなみ情報発信施設管理 ふるさと納税返礼品発送委託料
平成 29 年度	29,855,001	15,000,000	①人材育成 公営塾運営委託費 ④その他 ふるさと納税返礼品発送委託料
平成 30 年度	251,381,000	25,000,000	①人材育成 公営塾運営委託費・くす星翔中メディア機器購入費 ④その他 ふるさと納税返礼品発送委託料
令和元年度	37,435,000	69,667,000	①人材育成 外国青年招致事業・公営塾運営委託費 くす星翔中部活ユニフォーム購入 ④その他 ふるさと納税返礼品発送委託料
令和 2 年度	54,090,120	59,940,000	①人材育成 公営塾運営委託費・小学校運営管理費 ④その他 ふるさと納税返礼品発送委託料・庁舎等施設整備費
令和 3 年度	127,269,196	49,806,000	④その他 ふるさと納税返礼品発送委託料 くす魅力化向上事業 ④令和 2 年 7 月豪雨災害復旧
令和 4 年度	210,943,000	110,730,000	①人材育成 玖珠町 UIJ ターン就職促進事業・外国青年招致事業 公営塾運営費 ②原風景の維持 かまどケ岩歩道整備 ③小規模集落 自治区集会所整備事業 ④その他 ふるさと納税返礼品発送委託料 くす魅力化向上事業・こいのぼりイベント費 中央公民館複合施設管理費 調理場費 ④こいのぼりイベント費
令和 5 年度	245,930,000	123,598,000	①人材育成 玖珠町 UIJ ターン就職促進事業・外国青年招致事業 公営塾運営費 学力向上 ②原風景の維持 万年山登山道整備事業・旧久留島庭園整備 角牟礼城跡整備 ③小規模集落 自治区集会所整備事業 ④その他 ふるさと納税返礼品発送委託料・過年発生災害復旧

（５）　ふるさと納税事務の委託

令和６年度から、ふるさと納税事務については、ポータルサイトへの情報掲載、寄附の受付・収納、お礼品の受付、返礼品の発送指示、ワンストップ特例申請に基づく手続き、返礼品業者への支払い代行等の業務について、事業者委託とした。

情報掲載した ポータルサイト	さとふる、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるラボ ふるなび(ふるなびカタログ)、ANA のふるさと納税

（６）　その他

本町のふるさと納税に係る財務処理としては、寄附金を１８款１項１目 ふるさと応援寄附金において歳入し、翌年度の予算編成時に、事業や事務費の財源として一部を充当した上で、残額を童話の里くす・ふるさと応援基金に繰入れるという一連の流れになっているが、予算上の年度が異なることもあり、実際の収支が分かりにくいものとなっている。

また、事務費については、別の行政サービスに充てるべき一般財源も、返礼品の調達および発送の経費として充当されており、こうした費用が本町の財政全体を圧迫する一因となっているのではないかと懸念される。

全国的な状況として、ふるさと応援基金を地方自治法第２０９条第２項の規定による、特別会計に移行する自治体も見受けられ、本町においても何らかの方策を検討されたい。

今後、高齢化や生産年齢人口の減少により、町税や地方交付税等の収入の減少が見込まれる中、返礼品の新規開拓をはじめ、新たな本町への応援が増えるよう、情報発信に努め、寄附金が有意義に活用されることを期待するものである。

２　玖珠町移住定住事業

（１）　移住支援事業

玖珠町移住支援事業補助金の詳細は、以下のとおりである。

補助金名	事業内容	補助額	補助率	条　件
玖珠町移住支援事業補助金	玖珠町移住支援	単身者 60 万円 世帯　100 万円 ※子育て加算 30 万円/人	変額	大分県外からの移住者で 以下の要件のいずれかに合致 ①マッチングサイト登録企業に就職 ②大分県地域課題解決型起業支援事業に採択された事業者 ③テレワーク移住者 ④プロフェッショナル人材事業等による就職者
玖珠町移住応援給付事業補助金	玖珠町移住応援	単身者世帯 20 万円 子育て世代 30 万円	変額	大分県外からの移住者 ※上記の①～④に合致しない場合

（２）　玖珠町移住事業補助金利用状況

ア　玖珠町移住支援事業補助金の利用状況は、以下のとおりである。

年　度	交付決定額	対象件数
令和 5 年度	2,500,000 円	3 世帯
令和 4 年度	1,800,000 円	3 世帯

イ　玖珠町移住応援給付事業補助金の利用状況は、以下のとおりである。

年　度	交付決定額	対象件数
令和 5 年度	2,100,000 円	9 世帯
令和 4 年度	3,500,000 円	15 世帯

ウ　移住補助金の利用状況は、以下のとおりである。

年　度	交付決定額	対象件数
令和 3 年度	8,074,000 円	8 世帯(15 名)
令和 2 年度	2,564,000 円	10 世帯(23 名)

（３）　空き家利用活用事業補助金事業内容

空き家利用活用事業補助金の詳細は、以下のとおりである。

補助金名	事業内容	補助額	補助率	条　件
空き家利用活用事業補助金	空き家購入	合わせて 100 万円以内/物件	10/10	大分県外からの移住者 対象住宅：空き家バンク
	空き家改修		2/3	
	空き家家財処分	10 万円以内/物件	10/10	
	空き家活用補助金	20 万円/世帯	―	大分県内からの移住者 対象住宅：空き家バンク
	空き家リフォーム補助金	50 万円/物件 18 歳以下の扶養親族がいる場合 80 万円	1/2	

（4） 空き家利用活用事業補助金利用状況

ア　空き家対策事業(県内移住者)

年　度	交付決定額	対象件数
令和５年度	1,700,000 円	2 世帯
令和４年度	1,900,000 円	3 世帯

イ　空き家対策事業(県外移住者)

年　度	交付決定額	対象件数
令和５年度	1,535,000 円	2 世帯
令和４年度	4,000,000 円	4 世帯

（5） 空き家バンク

令和７年２月２１日現在の空き家バンク登録件数は、売買が７件、賃貸(住居向け)が１件、賃貸(店舗向け)が１件の合計９件となっている。また空き家の改修が必要な物件が多く賃貸登録が少ない等が課題となっている。

ア　空き家バンク登録件数(令和７年２月 21 日現在)

対　象	登録件数
売買（住居向け）	7 件
賃貸（住居向け）	1 件
賃貸（店舗向け）	1 件
合　計	9 件

イ　空き家バンク成約件数

年　度	売　買	賃　貸
令和５年度	5 件	2 件
令和４年度	7 件	5 件
令和３年度	3 件	0 件
令和２年度	3 件	1 件
令和元年度	2 件	2 件

（6） 奨学金返済支援事業補助金

玖珠町への定住促進と町内企業への就職促進を図るため、町内に居住し、３０歳以下で、今後５年以上玖珠町に居住する意思のある者、ほか条件すべてを満たす者に、前年に返済した奨学金等の全部又は一部が補助金として交付されている。

年　度	新　規	交付額	継　続	交付額
令和３年度実績	３名	171,000 円	―	―
令和４年度実績	４名	319,000 円	３名	348,000 円
令和５年度実績	３名	173,000 円	５名	525,000 円

（7） 玖珠町結婚新生活支援事業補助金利用状況

玖珠町結婚新生活支援事業の詳細は、以下のとおりである。

補助金名	事業内容	補助額	補助率	条件
玖珠町結婚新生活支援事業	住宅取得 賃借引っ越し費用補助金	30 万円以内 ※夫婦ともに 29 歳以下の場合は上限 60 万円	10/10	夫婦ともに 39 歳以下 玖珠町に在住

玖珠町結婚新生活支援事業補助金の利用状況は、以下のとおりである。

年　度	交付決定額	対象件数
令和 5 年度	1,496,000 円	4 件
令和 4 年度	1,633,000 円	4 件
令和 3 年度	2,100,000 円	8 件
令和 2 年度	1,200,000 円	4 件
令和元年度	900,000 円	3 件

（8） まとめ

玖珠町では、人口減少に歯止めをかける施策の１つとして、移住定住者の増加を図るための相談事業、移住支援事業、空き家利活用事業等を行っているが、同様の取り組みが全国の自治体で行われており、移住に関心のある層に対し、どうしたら興味を持ってもらえるか、それぞれの自治体が模索している状況である。

そうした中で自治体のホームページは、移住関心層への広報ツールとして、欠くことのできない媒体となっており、ホームページを入り口として、プロモーションサイトや、自治体が重点を置いている施策をアピールするサイトへの誘導の他、子育て世代・若い世代に、ターゲットを絞り込んだホームページ等も、作られている。

また、移住関心層の多くが見ているといわれている、ストーリー求人サイトとの連携、自治体の特性を活かすため、マリンスポーツやウインタースポーツ、登山等のアウトドア分野のサイトやメディアと連携する自治体も見受けられるようになった。

玖珠町においても、移住定住サイトでの情報発信が行われているが、一部にリンク切れの不具合が見受けられる他、何年も更新が行われていないものもあり、適宜点検を行うと伴に、サイトを訪れた移住感心層に対し、移住補助金制度や就職情報、子育て支援策の他、玖珠町独自の充実した情報提供の一層の工夫に努められたい。